

令和2年5月29日

令和2年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

## 令和2年5月29日会議提出議案一覧表

議案第 7 号	令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）	・・・ 別冊
議案第 8 号	鳥羽市市税条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 9 号	鳥羽市都市計画税条例の一部改正について	・・・ 5
議案第 10 号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 11 号	鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 12 号	鳥羽市介護保険条例の一部改正について	・・・ 11
報告第 1 号	令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・ 13
報告第 2 号	令和元年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について	・・・ 15

議案第8号

鳥羽市市税条例の一部改正について

鳥羽市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 5月29日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたすべく、本提案とするものである。

## 鳥羽市市税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市市税条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- （3） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 鳥羽市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第25項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又

はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 前条の規定による改正後の鳥羽市市税条例（以下「新条例」という。）

第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

議案第9号

鳥羽市都市計画税条例の一部改正について

鳥羽市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 5月29日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、本提案とするものである。

鳥羽市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市都市計画税条例（昭和49年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 鳥羽市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。



議案第10号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 5月29日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に  
係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例を定めたく、本提案と  
するものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）

- 18 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 2 9 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給にかかる申請書の受付事務を追加したく、本提案とするものである。

## 鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

鳥羽市介護保険条例の一部改正について

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 5月29日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限に関する特例を定めたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥羽市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則中第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例）

第9条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第1号

令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和2年 5月29日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国・県支出金	その他	
5. 農林水産業費	3. 水産業費	水産業強化支援事業	211,528,000	211,528,000		(県) 180,250,000	市債 31,200,000	78,000
5. 農林水産業費	3. 水産業費	坂手漁港機能保全事業	56,048,000	56,048,000		(県) 44,838,000	市債 11,200,000	10,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	地方道路整備(交付金)事業	42,110,000	42,110,000		(国) 23,012,000	市債 18,800,000	298,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	河内ダム関連道路整備事業	467,000	467,000		(国) 235,000	市債 200,000	32,000
9. 教育費	2. 小学校費	情報通信ネットワーク環境整備事業	29,492,000	29,492,000		(国) 14,746,000	市債 14,700,000	46,000
9. 教育費	3. 中学校費	情報通信ネットワーク環境整備事業	16,376,000	16,376,000		(国) 8,188,000	市債 8,100,000	88,000
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	9,751,000	9,751,000		(国) 6,278,000	市債 3,100,000	373,000
合 計			365,772,000	365,772,000		(国) 52,459,000 (県) 225,088,000	市債 87,300,000	925,000



報告第2号

令和元年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和元年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和2年 5月29日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

令和元年度 鳥羽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	答志島神島 間海底送水 管布設工事 その2	円 37,400,000	円 12,200,000	円 25,200,000	円 25,200,000	円 0	円	海底送水管の 布設と同時期に 行う必要がある ため
1 資本的支出	1 建設改良費	答志島神島 間海底送水 管布設工事 その3	円 34,100,000	円 11,200,000	円 22,900,000	円 22,900,000	円 0	円	海底送水管の 布設と同時期に 行う必要がある ため